

○探偵業の業務の適正化に関する法律施行手続に関する訓令

平成19年6月15日

本部訓令第14号

改正 令和元年12月5日本部訓令第14号

令和3年8月31日本部訓令第11号

令和5年2月14日本部訓令第3号

(趣旨)

第1条 この訓令は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号。以下「府令」という。）及び探偵業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則（平成19年6月県公安委員会規則第9号。以下「公安委員会規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令第3号〕)

(探偵業届出証明書の交付)

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、法第4条第1項の規定による届出を受理したときは、所定の事項を審査するとともに、警察本部長（以下「本部長」という。）に通報するものとする。

2 前項の規定により通報を受けた本部長は、府令第4条第1項に規定する探偵業届出証明書（以下「届出証明書」という。）に記載する番号について届出証明書番号簿（別記様式第2号）により当該届出証明書の番号を確定して、当該署長に通報するものとする。

3 前項の規定により通報を受けた署長は、当該届出証明書に、所定の事項を記載の上、当該届出者に交付するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令第3号〕)

(台帳の作成)

第3条 署長は、前条第3項の規定により届出証明書を交付したときは、探偵業届出台帳（別記様式第3号。以下「台帳」という。）を作成するものとする。

(廃止の届出)

第4条 署長は、法第4条第2項による廃止の届出を受理したときは、台帳を整理するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令第3号〕)

(変更の届出)

第5条 署長は、法第4条第2項の規定による届出事項の変更届出があったときは、本部長に通報するものとする。

2 前項の規定により通報を受けた本部長は、第2条第2項の手続により届出証明書の番号を確定して当該署長に通報するものとする。

3 前項の規定により通報を受けた署長は、第2条第3項の手続に準じて、届出証明書を交付するとともに、台帳を整理するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

(証明書の再交付)

第6条 署長は、府令第4条第2項の規定による再交付の申請を受理したときは、従前と同様の届出証明書番号及び交付年月日を記載した届出証明書を作成して交付するとともに、台帳を整理するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

(報告又は資料の提出要求)

第7条 署長は、法第13条第1項の規定により、その業務の状況に関して報告又は資料の提出を求める必要があると認めるときは、本部長にその旨を報告するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

(立入検査)

第8条 法第13条第1項の規定による立入検査は、次の各号のいずれかに該当する場合において署長が指示して行うものとする。

(1) 本部長が指示した場合

(2) 行政処分をした後において、その履行状況を確認する場合

(3) 法第13条第1項の規定による報告又は資料の提出の求めに応じない場合

(4) 探偵業者の営業に関して苦情があった場合又は法令違反の疑いがある場合

(5) その他特に必要と認める場合

2 警察職員は立入検査を行ったときは、立入検査票(別記様式第4号)により、署長に報告するものとする。この場合において、違反を現認したときは、現認報告書(別記様式第5号)を添えるものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

第9条 削除

(削除〔令和5年本部訓令3号〕)

(行政処分該当事案の通報及び行政処分の上申)

第10条 署長は、法第13条から第15条までに規定する処分事由に該当する事案を認知した場合は、当該営業に係る営業所の所在地を管轄する署長に行政処分事由該当事案通報書（別記様式第6号）により通報するものとする。

2 前項の規定により通報を受けた署長は、営業停止命令又は営業廃止命令を行う必要があると認める場合は、行政処分上申書（別記様式第7号）に疎明資料を添えて本部長に上申するものとする。

（一部改正〔令和5年本部訓令3号〕）

（処分通知）

第11条 本部長は、法第15条第1項に規定する営業の停止を命ずる決定があったときは、公安委員会規則第4条第1項に規定する営業停止命令書を作成し被処分者の営業所を管轄する署長あてに送付するものとする。

2 前項の規定は、法第15条第2項の規定による営業の廃止を命ずる決定があった場合に準用する。

この場合において、同項中「公安委員会規則第4条第1項に規定する営業停止命令書」とあるのは「公安委員会規則第4条第2項に規定する営業廃止命令書」と読み替えるものとする。

3 第1項及び前項の規定により営業停止命令書又は営業廃止命令書の送付を受けた署長は、被処分者に対し当該書面を交付するものとする。

（一部改正〔令和5年本部訓令3号〕）

（届出証明書の廃棄）

第12条 署長は、府令第4条第3項及び第4項の規定による届出証明書の返納を受けたときは、裁断等の方法により確実に廃棄するものとする。

（事件検挙等の報告）

第13条 署長は、法に關係する法令の違反事件を検挙したときは、その状況を探偵業關係法令違反検挙報告書（別記様式第8号）により本部長に報告するものとする。

2 署長は、前項に定めるもののほか、探偵業者及び従業者による他法令違反事件を検挙したときは、前項の規定に準じて報告するものとする。

（一部改正〔令和5年本部訓令3号〕）

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和元年12月5日本部訓令第14号）

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和3年8月31日本部訓令第11号）

- 1 この訓令は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（令和5年2月14日本部訓令第3号）

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。



様式第3号(第3条関係)

探 偵 業 届 出 台 帳

届 出 証 明 書 番 号		
届 出 年 月 日		
商号、名称又は氏名(フリガナ)及び住所、個人にあつては生年月日		( ) 年 月 日生
法人にあつては代表者の氏名(フリガナ)、住所、生年月日		( ) 年 月 日生
営 業 所	名 称	
	所 在 地 (電 話)	( )
	設 置 年 月 日	
	種 別	1 主たる営業所      2 その他の営業所
	広告又は宣伝をする場合に使用する名称	
役 員  (7人を超えるときは別紙を用いる)	役 職 氏名(フリガナ) 住所・生年月日	( ) 年 月 日生
	役 職 氏名(フリガナ) 住所・生年月日	( ) 年 月 日生
	役 職 氏名(フリガナ) 住所・生年月日	( ) 年 月 日生
	役 職 氏名(フリガナ) 住所・生年月日	( ) 年 月 日生
	役 職 氏名(フリガナ) 住所・生年月日	( ) 年 月 日生
	役 職 氏名(フリガナ) 住所・生年月日	( ) 年 月 日生
	役 職 氏名(フリガナ) 住所・生年月日	( ) 年 月 日生







様式第5号(第8条関係)

警 察 署 長 殿		年 月 日
現 認 報 告 書		警察署
営業所所在地		
営 業 者	名称	営業所の種別
		1 主たる営業所 2 その他の営業所
		氏名
		( 歳)
立入年月日	年 月 日	午前・午後 時 分
違 反 の 内 容	現 認 時 の 状 況	
1 無届出営業 2 名義貸し 3 重要事項の説明義務違反 4 契約内容書面の不交付 5 従業員名簿の不備 6 遵守事項違反( ) 7 その他( )	_____ _____ _____ _____ _____	
申 述 書		
違反内容を読み聞かされましたが、 _____ _____ _____		
営業者との関係( )		年 月 日 氏名
警察署長意見	1 指 示	2 指導警告

様式第6号(第10条関係)

警 察 署 長 殿		第 年 月 日 警 察 署 長	
行政処分事由該当事案通報書			
探偵業の業務の適正化に関する法律第 条第 項に規定する行政処分事由に 該当する事案について次のとおり通報する。			
届出書の提出年月日			
商号、名称又は氏名 (法人は代表者の氏名)			
営業所の名称			
営業所の所在地			
営業所の種別	1 主たる営業所          2 その他の営業所		
広告又は宣伝する場合 に使用する名称			
交 付 年 月 日		届出証明書番号	
法人にあっては 役員 の 氏 名	法人にあっては、役員の本籍、住所及び生年月日		
(代表者)			

違反行為等をした者に関する事項

違反行為等をした年月日

違反行為等の内容

事 案 名

罪 名

検 挙  
年 月 日

送致年月日  
送致検察庁

添付書類の目録

様式第7号(第10条関係)

山形県警察本部長 殿		第 年 月 日		警 察 署 長			
行政処分上申書(探偵業)							
被 処 分 者 関 係	営 業 所 所 在 地						
	営 業 所 の 名 称						
	経営者の氏名生年月日 (法人の場合は、名称及び 代表者の氏名・生年月日)						
	営業者の本籍 (法人の場合は代表者の本 籍)						
	営業者の住所 (法人の場合は代表者の住 所)						
	交 付 年 月 日	年	月	日			
届 出 証 明 書 番 号	第	号					
適用法令							
違反内容							
違 反 前 歴	行政指導		行政処分		刑事処分		
	指導年月日	違反態様	処分年月日	処分結果	処分年月日	違反態様	処分結果
情 状 意 見 等							

様式第8号(第13条関係)

探偵業関係法令違反検挙報告書

警察署

罪 名 ・ 罰 条			
探偵業者	届出証明書番号	第 号( 年 月 日届出)	
	商号、名称 又は氏名		
	住 所		
	代 表 者		
被疑者	役 職		
	住 所		
	氏 名		生年月日
	犯 歴 等		
事 案 の 概 要			
捜査状況	任意捜査、 強制捜査の別	送致 状況	1 送致(年月日) 2 予定 3 その他
	余 罪		
立入検査及び行政処分上申の予定等			
備 考			

備考 必要に応じて別紙を添付しても差し支えないものとする。

別記様式第1号 削除

(削除〔令和5年本部訓令3号〕)

様式第2号 (第2条関係)

様式第3号 (第3条関係)

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

様式第4号 (第8条関係)

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

様式第5号 (第8条関係)

(一部改正〔令和3年本部訓令11号〕)

様式第6号 (第10条関係)

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

様式第7号 (第10条関係)

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

様式第8号 (第13条関係)